

年発0121第3号
令和4年1月21日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）が本日公布され、令和6年12月1日より施行すること等を踏まえ、「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）及び「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」（平成19年11月15日年発第1115004号）を別添のとおり改正し、別添1を令和4年4月1日から、別添2及び別添3を令和6年12月1日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）
新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他の事項</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 年金数理人の要件については、以下の取扱いとすること。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 規則第 1 1 6 条の 2 第 1 項第 1 号の「公益社団法人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格」とは、公益社団法人日本年金数理人会が令和 3 年度以前に実施した試験のうち「年金法令・制度運営」に合格している場合は、令和 3 年度以前に同会が実施した試験のうち「基礎数理Ⅰ」、「基礎数理Ⅱ」及び「会計・経済・投資理論」の全てに合格している必要があること。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p><u>(4) 規則第 1 1 6 条の 2 第 1 項第 2 号の「前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者」とは、以下の①から⑤の試験全てに合格している者であって、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に 5 年以上従事した者（当該業務の責任者として当該業務に 2 年以上従事した者に限る。）その他これに同等する知識及び経験を有する者をいう。</u></p> <p>① 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「数学」及び「損保数理」の試験（平成 1 9 年度以前については「数学」の試験）又は令和 3 年度以前に公益社団法人日本年金数理人会が実施していた「基礎数理Ⅰ」の試験</p> <p>② 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「生保数理」の試験又は令和 3 年度以前に公益社団法人日本年金数理人会が実施していた「基礎数理Ⅱ」の試験</p> <p>③ （略）</p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他の事項</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 年金数理人の要件については、以下の取扱いとすること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) （略）</p> <p><u>(3) 規則第 1 1 6 条の 2 第 1 項第 2 号の「前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者」とは、以下の①から⑤の試験全てに合格している者であって、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に 5 年以上従事した者（当該業務の責任者として当該業務に 2 年以上従事した者に限る。）その他これに同等する知識及び経験を有する者をいう。</u></p> <p>① 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「数学」及び「損保数理」の試験（平成 1 9 年度以前については「数学」の試験）又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「基礎数理Ⅰ」の試験</p> <p>② 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「生保数理」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「基礎数理Ⅱ」の試験</p> <p>③ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「年金数理」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「年金数理」の試験</p>

④ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「会計・経済・投資理論」の試験又は令和3年度以前に公益社団法人日本年金数理人会が実施していた「会計・経済・投資理論」の試験

⑤ (略)

10～12 (略)

④ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「会計・経済・投資理論」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「会計・経済・投資理論」の試験

⑤ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する「年金1」及び「年金2」の試験又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する「年金法令・制度運営」の試験

10～12 (略)

確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号）
新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 法第 4 条第 5 号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更の内容 規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定するその他の軽微な変更は具体的には以下の <u>変更のうち給付の額の減額及び当該規約の変更が効力を有することとなる日前 の期間に係る給付の額の増額（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年 金を実施している場合に限る。）のいずれかにも該当しないものとする。</u> <u>なお、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合 とは、当該給付の額が増額されることとなる加入者等が企業型年金加入者であ る場合をいう。</u></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>第 2～第 8 （略）</p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 法第 4 条第 5 号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更の内容 規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定するその他の軽微な変更は具体的には以下の 変更のうち給付の額の減額とはならないものとする。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>第 2～第 8 （略）</p>

確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について（平成 19 年 11 月 15 日年発第 1115004 号）

新旧対照表

新 記	旧 記
<p>1 加入者原簿の記録の適正な管理について</p> <p>現行制度においては、確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 22 条に基づき、基金型企業年金を実施する事業主は、その使用する者が加入者の資格を取得した日から起算して <u>30 日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月 14 日のいずれか早い日までに</u>企業年金基金に対し資格取得届出を行うことなどとされていること。</p> <p>現行制度の取扱いは、以上のとおりであるが、適正な届出の実施について、改めて基金型企業年金を実施する事業主に徹底されたいこと。</p> <p>また、加入者原簿の記録の作成及び管理については、従前より「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号）において示しているが、上記の事業主の届出の徹底と併せ、改めて適正な管理を行うこと。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 加入者原簿の記録の適正な管理について</p> <p>現行制度においては、確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 22 条に基づき、基金型企業年金を実施する事業主は、その使用する者が加入者の資格を取得してから <u>30 日以内</u>に企業年金基金に対し資格取得届出を行うことなどとされていること。</p> <p>現行制度の取扱いは、以上のとおりであるが、適正な届出の実施について、改めて基金型企業年金を実施する事業主に徹底されたいこと。</p> <p>また、加入者原簿の記録の作成及び管理については、従前より「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号）において示しているが、上記の事業主の届出の徹底と併せ、改めて適正な管理を行うこと。</p> <p>2～4 （略）</p>